

苫小牧市立啓明中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

「いじめ」は決して許される行為ではない。「いじめ」はいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめ」の問題解決にあたっては、①未然防止 ②早期発見 及び③早期対応が重要である。また、こうした取り組みをすすめるにあたっては学校、保護者及び地域が「いじめ対応」の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう改めて体制の整備を行わなければならない。更に、これまで起こったいじめの重大な事態を教訓に、社会全体として「いじめの防止」に向けた新たな考え方で対策を講じる必要がある。

(1) いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があろうとも「いじめ」を行ってはならない。

(2) 学校及び教職員の責務

「いじめ」がなく、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止の基本的な考え方

(1) 生徒が心豊かに生活できる環境づくりに努める。

(2) いじめの防止に取り組む組織「いじめ不登校対策委員会」を設置し、未然防止、早期発見・早期対応を組織的に推進する。

(3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施し、生徒一人ひとりの実態の把握に努める。

(4) 生徒がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。

(5) 校区の小学校や保護者、地域と連携を図り、いじめ防止に関する取組を地域ぐるみで展開する。

(6) 本方針及び具体的な対策等については、本校ホームページや学校便り等で情報発信し、いじめ防止の啓発に努める。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次のとおり「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、(スクールソーシャルワーカー)、(心の教室相談員)、(スクールカウンセラー)、必要に応じて担任など

② 活動

ア いじめの早期発見に関する計画立案・実施(アンケート調査、教育相談等)。

イ いじめの防止に関する啓蒙活動の実施。

ウ 認知した「いじめ」事案の対応に関する指導計画の作成。

エ 「いじめ」問題に関わった生徒の生徒理解と事後ケアの確立。

③ 開催

ア 月1回を定例会(生活部会併用)とする。

イ いじめの事案が発生したときは臨時開催し、対応を協議する。

(2) いじめ防止のための定期的なアンケート調査等の実施

① 毎月実施する。年3回(5月・9月・1月)は集計報告。結果は全教職員に周知する。

② 担任による日常的な「教育相談」でも状況把握を行い、早期発見につなげる。

(3) いじめの相談体制の整備

① 定期的な教育相談の実施(6月・10月)

② 必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーにも相談

③ いじめ相談電話等の公共相談機関の周知

④ 必要に応じて心の教室相談員にも相談

(4) いじめの防止等に係る教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの問題の応じた教職員のスキルアップを図る。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに関する対応

生徒及び保護者を対象に「ソーシャルネットワークサービスの実態および危険性」、個人情報の取り扱いに関わる「情報モラル研修会」を行う。

(6) いじめ(事案)の具体的な対応

- ① いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑わしき事案がある場合は、速やかに事実の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された(認知された)場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒とその保護者に対する配慮・支援とともに、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った生徒をその保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの事案が確認された場合、いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に事実経過等に関する情報を速やかに伝えとともに、両者の関係改善に向けて、継続的に必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び苫小牧警察署等と連携して対処する。

(7) 重大事案への対処

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや相当の期間(年間30日を目安とするが、本人の状況・実態に応じて判断する)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、苫小牧市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 当該事態の調査を行うための組織の設置について苫小牧市教育委員会から指示を受ける。
- ③ 当該事態の調査の実施は、事実と向き合い、当該事態への対処とともに、同種の事態の発生防止を図ることを目的として行う。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実経過等に関する情報を適切に提供する。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の生徒プライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ⑤ 調査結果は、苫小牧市教育委員会を通じて、苫小牧市長に報告する。

4 学校いじめ基本方針の評価等について

(1) 本方針に基づき、次のことについての年間計画を作成する。

- ① 校内研修の取り組み
- ② いじめへの対応に係る教職員の資質向上の取り組み
- ③ いじめの早期発見・いじめの対処に関する取り組み

(2) いじめの防止に関する取り組みの徹底を図るためにチェックリストを作成して全教職員で取り組む。

(3) PDCAサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。

苫小牧市立啓明中学校いじめ防止全体計画

学校目標

- 1 積極的に真理の追求をする生徒
- 2 厳しく正しい生活をする生徒
- 3 強い身体と心を鍛える生徒



学校いじめ防止基本方針

- ◎ いじめは絶対に許さない。
- ◎ いじめを絶対に見逃さない。
- ◎ 教職員、生徒、保護者が一丸となっていじめ防止に取り組む。



年間活動計画

4月：年間計画作成 2月：活動評価（学校評価内でも実施） 3月：次年度計画



いじめ防止対策会議(生徒指導部会)

定例会：月1回（年12回）
臨時会：いじめ認知時



学年部会(学年経営・学級経営)

支持的・容認的風土のある学年
複数の教員による生徒観察と情報の共有



未然防止	早期発見	早期対応
<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリング教室（教務） ・ネットモラル指導 ・いじめ根絶啓発（生徒会） ・道徳指導計画への組み込み ・いじめに関する学級指導 ・PTAへの啓発活動 ・学校便り等での啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月いじめアンケート ・年2回の教育相談 ・学期1回のチャンス相談 ・いじめ相談電話の周知 ・いじめ相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年部会で事実関係把握 ・いじめ問題へのケア ・事実関係の把握（担任等） ・保護者との連携 ・情報の適切な記録、周知 ・報告、連絡、相談の徹底



重大事態発生

事実関係の把握・情報の収集及び記録
 学校全体での事態の分析・判断
 教育委員会への報告
 調査委員会の設置／詳細調査の実施【生徒の心情に留意】
 犯罪行為等については、警察や児童相談所と連携
 継続的な支援・観察

いじめ防止年間計画

月	計 画 内 容	活 動 詳 細
4	いじめ防止基本方針作成（見直し）【対】 いじめ防止年間計画作成【対】 いじめ調査【生】 生徒の実態理解①【生】	小学校からの引継情報の共有 生徒理解会議①
5	いじめ調査（第1回集計報告）【生】	調査集計・状況把握
6	教育相談（第1回）【生】 いじめ調査【生】	調査集計・状況把握 学年情報共有・指導
7	ネットモラル指導作成【対】 いじめ調査【生】	学級・学年指導 チャンス相談
8	教育相談交流【生】	教職員同士の情報共有
9	いじめ調査（第2回集計報告）【生】 いじめ撲滅運動【生徒会】	調査集計・状況把握
10	教育相談（第2回）【生】 いじめ調査【生】	調査集計・状況把握
11	生徒の実態理解②【生】 いじめ調査【生】	生徒理解会議②
12	ネットモラル指導作成【対】 いじめ調査【生】	学級・学年指導
1	学校評価【管理職】 いじめ調査（第3回集計報告）【生】	調査集計・状況把握
2	いじめ防止取り組み状況評価【対】 フィルタリング教室（入学説明会）【教務】 いじめ調査【生】	
3	次年度改善方針検討・決定【対】 いじめ調査【生】	

※【対】いじめ防止対策会議、【生】生活部